

道路区域の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、道路区域を次のように変更した。

なお、関係図面は告示の日から 2 週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市西区役所建設課において、一般の縦覧に供する。

令和元年 12 月 11 日

新潟市長 中原 八一

道路の種類	路線名	区間	変更前後別	敷地の	
				幅員 (m)	延長 (m)
市道	金巻板井線	新潟市西区金巻字道下 42 番 4 地先から 新潟市西区木場字堤 7 番 4 地先まで	前	4.5~7.9	147.8
			後	6.0~25.0	147.8